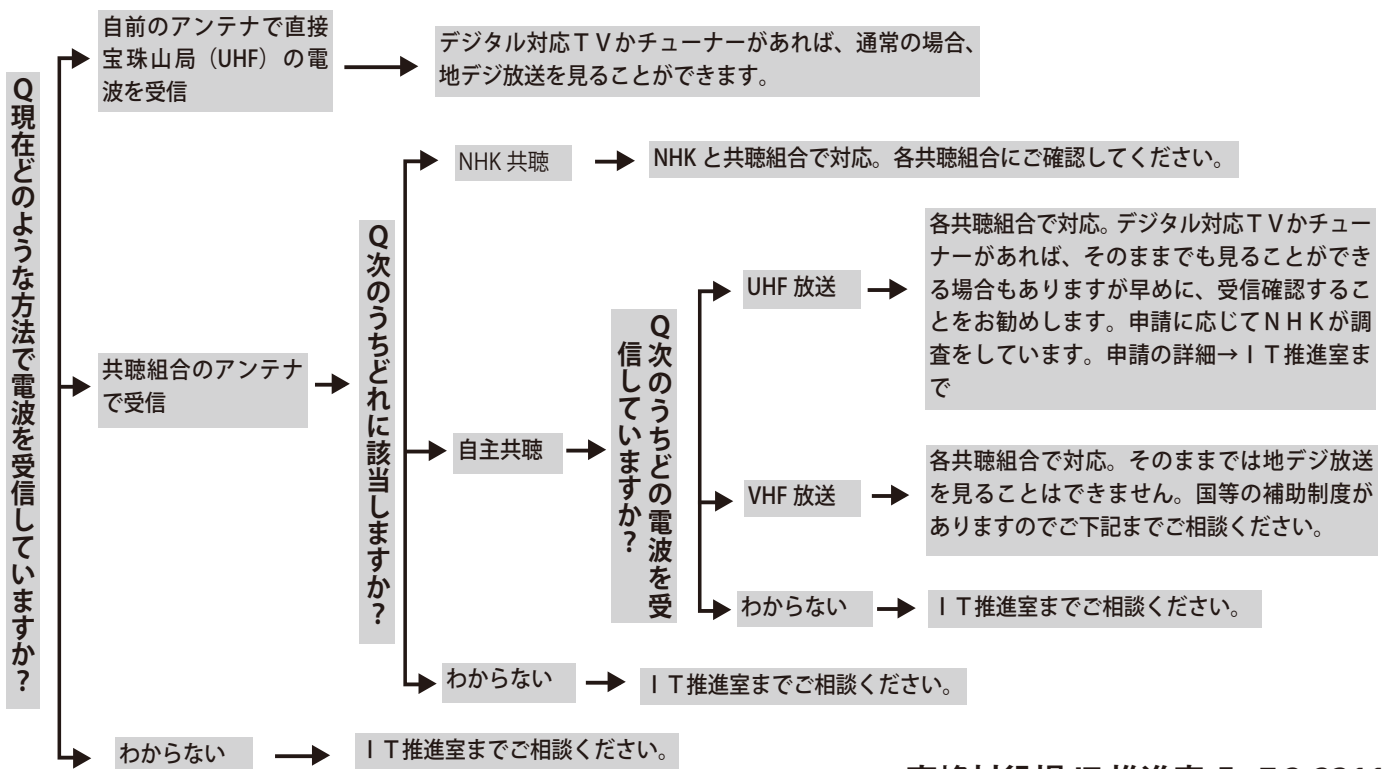


こちら IT 推進室です！



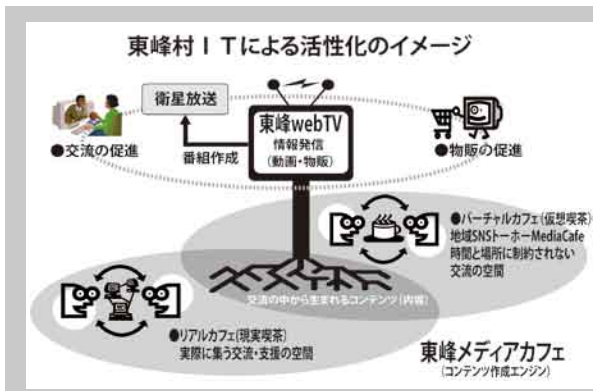
「デジタル放送の準備は 今あなたが見ているアナログ放送 と映らなくなります！」

■テレビが見れなくなる可能性のある人の確認表



詳しいことは

- 九州総合通信局 放送課 Tel 096-326-7882
- 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター Tel 0570-07-0101 まで



あなたも参加しませんか？

メディア カフェ

「トータル Media Cafe」

と言う名前の地域 SNS (交流と情報発信のツール) が始動しています。東峰村からの生きた情報をどんどん発信していきたいと思っておりますので、どうぞ一度アクセスください。

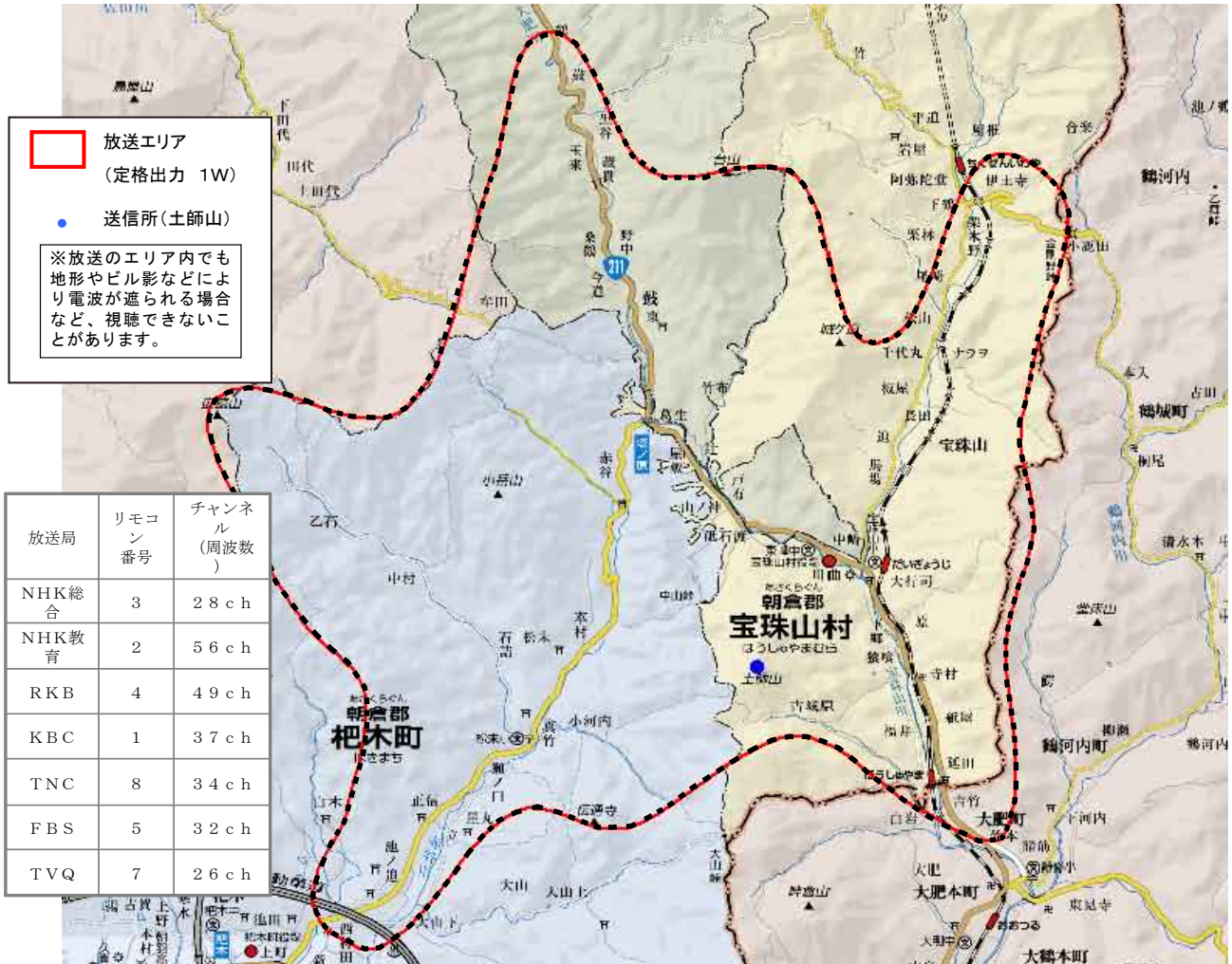
<http://toho-sns.jp>

できていますか？ 送は 2011 年 7 月 24 日を過ぎる



宝珠山中継局 (土師山) 地デジ放送開始！

＜宝珠山デジタル中継局のリモコン番号、チャンネル、放送エリア＞



※九州総合通信局のホームページより抜粋 (自治体名が合併前の表記になっていますご注意ください。)



▲トーホー Media Cafe のトップページ

東峰TV (参加者による投稿ビデオ)、ブログ (参加者の公開日記)。クチコミ MAP などを見ることができます。全部の内容がみたい場合は入会 (無料) する必要があります。入会にはメニューにそってメールを送るか役場 IT 推進室 (0946-72-2311) までご連絡ください。入会の詳しい手順をご案内します。

この「トーホー Media Cafe」は平成18年度から始まったITによる地域活性化の取り組みに基づき事業実施しているのもです。どうぞ皆様の参加をお待ちしています。

東峰村役場 IT 推進室

宝っ子探検隊 大豆のさや取り&たこ作り



▲一粒一粒取り出すのはなかなか大変……

12月20日(土)に宝っ子探検隊で“大豆のさや取り”と“たこ作り”をしました。

まず、11月22日(土)に収穫した大豆のさや取りから行いました。『きなこ』にして、1月10日(土)の新春書き初め大会が終わった後にみんなでもちと一緒に美味しくいただくために、みんなで一粒一粒大事に取り出しました。

そして、大豆のさや取りが終わった後は、たこ作りをしました。“たこ”は、ゴミ袋を型に合わせて切って作る「ぐにゃぐにゃたこ」で、自分達で好きな絵を書きオリジナルたこが簡単に楽しく作れたと思います。みんな絵を書くのに迷っていましたが、上手に可愛くカッコよく仕上げました。たこ作りが終わった後はみんなで運動場を駆け回って「誰が1番高く揚げられるか」を競って遊びました。みんな一生懸命、自分のたこを揚げて楽しんでいました。



▲世界に一つだけのオリジナルたこが完成しました!



▲ぐにゃぐにゃたこは少しの風でも高く揚がりました

公
民
館

あじわい学級 しめ縄作り

12月22日(月)、宝珠山公民館において、しめ縄作りをしました。参加者の皆さん、思い思いに形の違うしめ縄を作って新年を迎える準備ができました。その作業を見ながら昔の人の知恵や技術に驚かされ、こうしたすばらしい技術は、是非後世に受け継がれていくべきだと感じました。年配の方が多く本村はまさに生きていく智恵の宝庫だと思います。

今後の学級活動は、家庭で受け継がれなくなってきたことを地域の人たちで補っていけるような内容で活動をしていけたらと思いました。



女性学級 おもてなし料理講習



▲意外と簡単にできるのでビックリ!



▲美味しそうなローストチキン!

12月5日(金) いずみ館において管理栄養士の小島良子先生より「おもてなし料理」を教えていただきました。献立は、ローストチキン、レアチーズケーキ、ポークビーンズ、アーモンドサラダで、「見た目は豪華だけど、作り方は簡単」というのが特徴で好評でした。作ってみたい方は公民館にお問い合わせください。

ひ ろ ば

小石原アンビシャス広場 芋掘り



▲畑には雪が残っていました

12月6日(土)午後から、喜楽来館前の畑において、「行者の森のかよい塾」*の子どもたちと芋掘りをしました。前日から雪が積もり、畑にも雪が残っているという過酷な条件下での芋掘りでしたが、「寒い〜」、「早くイモが食べたい〜」と絶叫しながらも全員で協力して30分ほどで全て掘り終わりました。その後は体育館でドッジビーをしたり、ドッジボールをしたりして、冷えた体を温めました。夕方からはお待ちかねの夕食作り!班ごとに分かれて、与えられた食材をもとに自分たちでメニューを決めて、自分たちで役割分担をして、時間までに作り上げなければなりません。最初はごちこちなかった、かよい塾の子どもたちとのコミュニケーションも、協力して料理を作る中で次第に打ち解け、食事の時にはみんなで楽しく食べることができました。

そして、お別れのとき……半日しか一緒に活動していませんが、みんななんとなく寂しそうでした。また、来年も一緒に活動しようね!



▲みんなでドッジビー。体が温まりました



▲自分たちだけで作った料理は格別だったね



▲どれも美味しそうな芋、いも、イモ!



▲どの班もみんなで協力して作っていました



▲お別れの前にみんなで記念撮影♪

*行者の森のかよい塾……この事業はNPO法人「ありギリス」、村内の人々、農家、民間施設の関係者などが自然体験、農山村体験、生産体験、環境学習、生活体験などの活動を実施することにより子どもたちの自主性や協調性・忍耐力・社会性などを養うことを目的に行われており、福岡都市圏などから十数名の子どもたちが参加しています。



朝倉市郡文化協会発表会

12月14日(日)、いずみ館において、朝倉市郡文化協会発表会が行われました。筑前町や朝倉市などの各文化協会よりコーラス、社交ダンスなど多くのグループが日ごろの練習の成果を遺憾なく披露し、大



変華やかな発表会となりました。東峰村文化協会からは宝珠山伝承山伏神楽を披露し、会員を始め100名を超える観覧者で一杯の客席を沸かせ、盛会に終えることができました。



◆文化財を火災から守ろう ～ 1月26日は文化財防火デー ～

昭和24年1月26日、世界的至宝で1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損しました。

このことから、文化財を火災や震災等の災害から保護しようと、1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開しています。

文化財を災害から守るためには、文化財周辺の住民の方々の協力が大切です。

私たちの村にも様々な文化財があります。文化財は私たち共通の財産です。火災による焼失から保護し、後世に残しましょう。



住民福祉課 ◆電子証明書を取得して、e-Tax を利用しませんか

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を、納税者本人の電子証明書を利用して、平成21年1月5日から3月16日までの期間内にe-Tax（国税電子申告・納税システム）で行う場合、所得税額から最高5,000円（その年分の所得税額を限度とします。）の控除を受けることができます。（平成19年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた方は受けられません。）

このe-Taxを利用するには、電子証明書の取得が必要です。電子証明書とは、住民が安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するもので、都道府県・市区町村からは個人向けに「公的個人認証サービス」による電子証明書が発行されています。

確定申告時期が近づくと、電子証明書の発行の際に市区町村の窓口で相当お待ちいただく場合もありますので、電子証明書の取得はお早めをお願いします。

電子証明書を利用するためのパソコンの設定が昨年よりも大幅に簡単になりますので、昨年難しいと感じて利用されなかった方も今年こそはご利用ください。

電子証明書の取得方法

住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書等を提出して取得できます。（発行手数料として、住基カードは500円、電子証明書は500円が必要）本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書をご持参ください。

■詳細な情報については、次のホームページをご覧ください。

【住基カード】<http://juki-card.com/index.html>

【電子証明書（公的個人認証サービス）】<http://www.jpki.go.jp/index.html>

【e-Tax（国税電子申告・納税システム）】<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

【e-Tax 確定申告特集ページ】<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/>

■住基カード、電子証明書の取得方法の詳細については、下記の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74-2311）まで

◆長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

「75歳到達月における自己負担限度額の特例」が創設されました

医療保険制度においては、同じ月内に支払った医療費の自己負担が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。

75歳到達月については、75歳到達前の医療保険制度（国民健康保険、被用者保険など）と75歳到達後の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の2つの医療保険制度にまたがるため、それぞれの制度で自己負担限度額までの負担が必要であり、これまでは自己負担が最大で2倍になる可能性がありました。

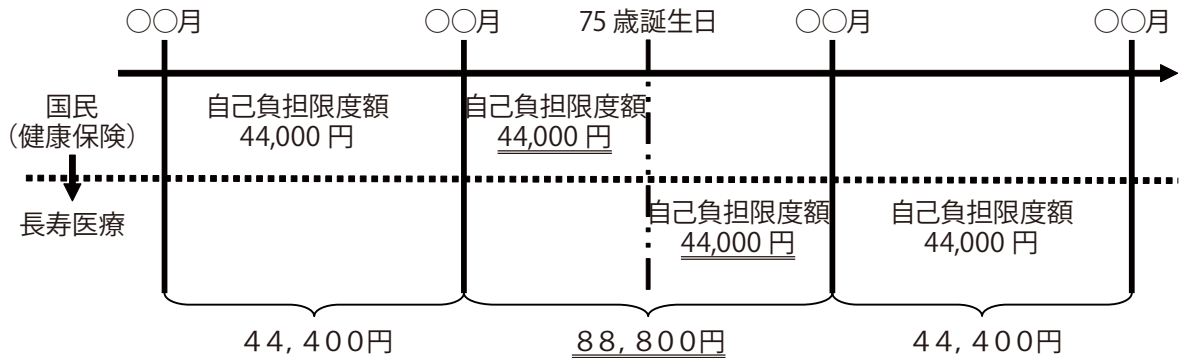
今回、75歳到達月の自己負担が変動しないように、それぞれの自己負担限度額を本来の額の2分の1とするよう法改正がされました。

【実施時期】

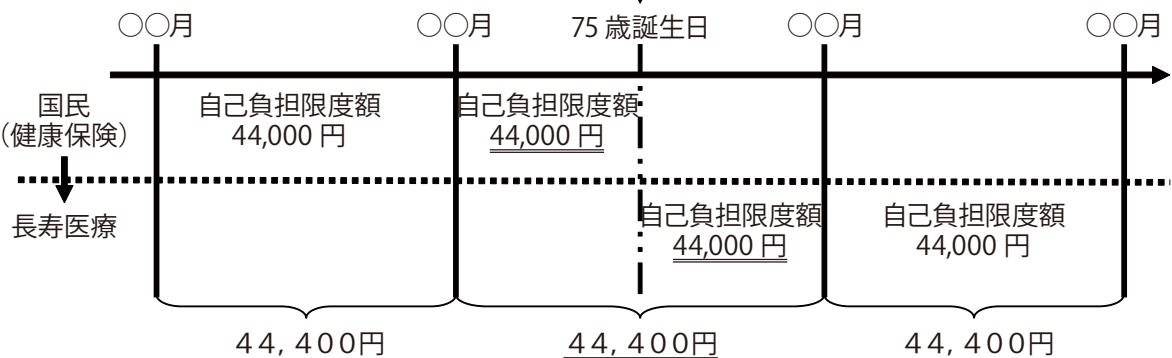
平成21年1月の年齢到達者より実施。

なお、平成20年4月～12月の年齢到達者で今回の改正内容に該当する方にも、遡及して適用される見込みです。

【具体例】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



◎自己負担額の特例



※自己負担限度額は、個人によって異なります。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74-2311）まで

◆東峰村国・県道改良期成会活動について

12月9日（火）宝珠山公民館において東峰村国県道改良期成会が行われました。会では要望事項等の確認を行い承認され、小委員会において詳細な協議が行われ今後の活動等について熱心に協議が行われました。



お問い合わせは

東峰村役場宝珠山庁舎 農林建設課（電話：72-2311）まで

☆保険料が安くなる!

国民年金の第1号被保険者の月々の保険料は14,410円（平成20年度）です。保険料の納付期限は翌月末（たとえば4月分は5月末まで）です。

また、**保険料をまとめて前払い（前納）すると保険料がお安くなります。**



	納付方法	1か月分（※1）	6か月分（※2）	1年分（※3）
	月々支払	14,410円	86,460円	172,920円
前納	現金支払 【割引額】	—	85,760円 【700円】	169,850円 【3,070円】
	口座振替 【割引額】	14,360円 【50円】	85,480円 【980円】	169,300円 【3,620円】

※1 口座振替には1か月の前納制度（早割）があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が50円お安くなります。

※2 6か月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。

（口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に口座から引落しします。）

※3 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。

（口座振替の場合は、4月末に口座から引落しします。）

（注1）月末が休日の場合は、翌営業日が振替日又は納付期限となります。

（注2）現金払いの場合には、6か月、1年以外でも、ご希望月から翌年3月分までの前納も可能です。

口座振替前納のお申込は2月27日（金）までに口座をお持ちの金融機関・南福岡社会保険事務所までお申込下さい。

☆納め方

国民年金の保険料は、以下の方法で納められます。

★口座振替（手間がかからず、おすすめです）

口座振替で納めると納め忘れを防ぐことができます。

口座振替をご利用される方は、南福岡社会保険事務所または金融機関の窓口で手続きをお願いします。

★クレジットカード納付（継続支払）

クレジットカードによる納付を希望する場合は、社会保険事務所にお申込が必要です。詳しくは、南福岡社会保険事務所へお問い合わせ下さい。

★金融機関、コンビニ窓口

事前にお送りする納付書で納めます。なお、お手元に納付書がないときは、南福岡社会保険事務所までご連絡ください。

★インターネットや携帯電話

自宅から、インターネットなどを利用して、国民年金の保険料を納付できます。電子納付には次の方法があります。

○ インターネットバンキングを利用した納付方法

インターネットを利用して、払込手続きを行います。

○ モバイルバンキングを利用した納付方法

携帯電話のiモード、Ezweb、J-スカイや電話のLモードを利用して、払込手続きを行います。

○ ATMを利用した納付方法

金融機関に設置されているATMを利用して、払込手続きを行います。

○ テレフォンバンキングを利用した納付方法

電話の音声案内等を利用して、払込手続きを行います。

・インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングをご利用いただく場合は、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法については、ご利用になる金融機関にお問い合わせ下さい。

・ご利用になる金融機関が電子納付の利用が可能か否かについては、金融機関にお問い合わせください。

お問い合わせは

南福岡社会保険事務所（電話：092 - 552 - 6128）または
東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74-2311）まで

住民福祉課

◆国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金からお支払いされている方へ

○手続きを行うことにより、平成21年4月からどなたでも口座振替によるお支払いができるようになります。

平成21年度からの保険税や保険料を口座振替でのお支払いを希望される方は、役場窓口で手続きを行なってください。

1月30日（金）までにお手続きいただくと、平成21年4月分からの年金からのお支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いいただくことになります。

（お支払いいただく保険税や保険料の総額は変わりません。）

口座からのお支払いに変更した場合、原則として口座名義人の確定申告等に社会保険料控除としてお使いいただけます。

※手続きについては振替口座の通帳、お届け印をご持参ください。

○国民健康保険被保険者の方へ

これまで、2年間、保険税の納め忘れがなかった方が年金からのお支払いから口座振替によるお支払いに変更することができましたが、こうした限定がなくなります。

○後期高齢者医療被保険者の方へ

これまで、①2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方ご本人が口座振替で支払う場合、②世帯主・配偶者が、ご本人（年金収入が180万円未満の方）に代わって口座振替で支払う場合に限り、口座振替とすることができましたが、こうした限定がなくなりました。

被保険者ご本人、世帯主、配偶者のいずれかの口座からお支払いいただけます。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74-2311）まで